



問題集 (指定保税地域・保税蔵置場用)

下記記述のカッコ内に適切な語句を埋めましょう。

| 問題 | |
|----|---|
| 1 | 見本の一時持出が認められる外国貨物の見本は、()問題がなく、かつ、()のものに限られる。 |
| 2 | 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を()に保税蔵置場に置くことが承認された日から()とする。 なお、外国貨物を置くことの承認は、当該貨物を保税蔵置場に入れた日から()を超えて当該保税蔵置場に置こうとする日の前までに税関長に申請しなければならない。 |
| 3 | 保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く)が()し、又は()されたときは、当該()の()を受けた者から、直ちにその()を徴収する。 ただし、災害その他やむを得ない事情により()した場合、又はあらかじめ税関長の()を受けて()された場合は、この限りでない。 |
| 4 | 外国貨物は、税関長の承認を受けて()、()、()、()及び()相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。 |
| 5 | 指定保税地域又は保税蔵置場において、関税法第67条の規定により輸入の許可を受けた場合に記帳しなければならない項目は、貨物の()、()、()及び()、当該()及び()である。 |